

久留米市住宅リフォーム助成事業 補助金「チェックリスト」

<実績報告時>

申請者 チェック	必 要 書 類	備 考
<input type="checkbox"/>	補助金実績報告書	市の様式
<input type="checkbox"/>	リフォームに係る領収書の写し 【報告時原本提示】 ※ 収入印紙を貼付したもの	
<input type="checkbox"/>	リフォーム工事証明書	市の様式
<input type="checkbox"/>	リフォーム部分の施工中及び施工後の写真	
<input type="checkbox"/>	請求書 ・申請者本人の口座への振込みとなります。 ・交付申請書と実績報告書と同じ印鑑を押印してください。	市の様式
<input type="checkbox"/>	<p>その他参考となる書類</p> <p>▽ メーカー発行の納品書、出荷伝票等 (交付申請時に添付した製品カタログの納品書等)</p> <p>対象となる工事項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修 (内窓の設置を除く) ・ 天井 (屋根含む)、床、壁の断熱改修 ・ 高断熱浴槽の設置 (ユニットバス等の型番を記したもの) ・ 和式から洋式への便器の変更 ・ 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 	
※	申請時の印鑑 (書類に不備がある場合の訂正の為)	

【 注意事項 】※ 必ずお読みください。

■ 写真撮影時の注意事項

- 工事着工前の写真と同一の角度で撮影してください。
- 「外窓の交換」、「ガラス交換」については、複層ガラスであることが分かるように撮影してください。
- 「天井(屋根含む)、床、壁の断熱改修」等、工事完了後に工事部分が隠蔽されるものについては、施工中の写真で断熱材等が確認できるように撮影してください。
- 「段差解消」、「廊下幅等の拡張」等、補助要件として寸法の確認が必要なものは、スケール等をあてて段差が解消されたこと、幅が拡張したこと等が分かるように(寸法が分かるように)撮影してください。

■ その他注意事項

- 郵送による提出はできません。市役所13階住宅政策課にご持参ください。
- 工事完了後、30日以内に実績報告書を提出してください。
(ただし、工事完了日が令和4年1月30日以降である場合は、令和4年2月28日までに提出)
- 書類に不備がある場合は、受付いたしません。
- 実績報告時の書類に押印する印鑑は、交付申請書類と同じものを使用してください。
- 補助金の支払いについては、実績報告書の提出から2ヶ月程度かかります。ご了承ください。
- 実績報告書一式に本チェックリストを添えて提出してください。